

平成十二年総理府令第五百五十七号

大深度地下の公共的使用に関する特別措置
法施行規則

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法
(平成十二年法律第八十七号)の規定に基づき、
及び同法を実施するため、大深度地下の公共的使用
に関する特別措置法施行規則を次のように定め
る。

(証票及び許可証の様式)

第一条 大深度地下の公共的使用に関する特別措
置法(以下「法」という)第九条において準
用する土地収用法(昭和二十六年法律第二百十
九号)第十五条第四項の規定による同条第一項
に規定する証票(国土交通省の職員が携帯する
ものを除く。第三項において同じ。)の様式は、
別記様式第一とする。

2 法第九条において準用する土地収用法第十五
条第四項の規定による同条第一項に規定する許
可証の様式は、別記様式第二とする。

3 法第九条において準用する土地収用法第十五
条第四項の規定による同条第二項に規定する証
票の様式は、別記様式第三とする。

4 法第九条において準用する土地収用法第十五
条第四項の規定による同条第二項に規定する許
可証の様式は、障害物を伐除しようとする者に
あつては別記様式第四、土地に試掘等を行おう
とする者にあつては別記様式第四の二とする。

5 法第九条又は法第三十二条第四項(法第三十
七条第二項において準用する場合を含む。)に
おいて準用する土地収用法第九十四条第六項に
おいて準用する同法第六十五条第四項の規定に
よる証票の様式は、別記様式第五とする。

(損失の補償の裁決申請書の様式)

第二条 法第九条又は法第三十二条第四項(法第
三十七條第二項において準用する場合を含む。)
において準用する土地収用法第九十四条第三項
の規定による裁決申請書の様式は、別記様式第
六とし、正本一部及び写し一部を提出するもの
とする。

(事業概要書の様式等)

第三条 事業者は、法第十二条第一項の規定によ
る事業概要書を別記様式第七により作成し、事
業区域のおおむねの位置及び施設等の構造の概
要を表示した事業概要図(平面図、縦断面図及
び横断面図)を添付して送付するものとする。

2 法第十二条第一項第五号の国土交通省令で定
める事項は、事業計画の概要とする。

(事業概要書の公告の方法)

第四条 法第十二条第二項の規定による公告は、
次に掲げる方法のうち適切な方法により行うも
のとする。

- 一 官報への掲載
- 二 関係都道府県の協力を得て、関係都道府県
の公報又は広報紙に掲載すること。
- 三 関係市町村の協力を得て、関係市町村の公
報又は広報紙に掲載すること。
- 四 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙へ
の掲載

(事業概要書について公告する事項)

第五条 法第十二条第二項の国土交通省令で定め
る事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第十二条第一項各号に掲げる事業概要書
の記載事項
- 二 事業概要書の縦覧の場所、期間及び時間
- 三 公告された事業に関し法第四条各号に掲げ
る事業との共同化、事業区域の調整その他必
要な調整の申出ができる旨
- 四 法第十二条第五項の規定による申出期限及
び申出先その他申出に関し必要な事項

(調査の記載事項及び様式)

第六条 法第十三条第一項第五号の国土交通省令
で定める事項は、物件又は物件に関する権利に
対する損失の補償の見積り及びその内訳とす
る。

2 法第十三条第二項の規定による調査の様式
は、別記様式第八とする。

(使用認可申請書の様式等)

第七条 法第十四条第一項の規定による使用認可
申請書の様式は、別記様式第九とし、正本一部
並びに事業区域が所在する都道府県及び市町村
の数の合計に一を加えた部数の写しを提出する
ものとする。

2 法第十四条第一項第三号の事業区域は、当該
事業区域に係る土地の所在及び地表からの深さ
をもって立体的な範囲を明らかにするものとす
る。

3 事業区域の全部又は一部について、他の事業
者と共同して事業を施行する場合には、共同し
て法第十条の使用の認可の申請をすることがで
きる。

(使用認可申請書の添付書類の様式等)

第八条 法第十四条第二項各号に掲げる添付書類
は、それぞれ次の各号に定めるところによつて
作成し、正本一部及び前条第一項の規定による

使用認可申請書と同じ部数の写しを提出するも
のとする。

- 一 法第十四条第二項第二号の事業計画書は、
次に掲げる事項を記載するものとし、その内
容を説明する参考書類があるときは、あわせ
て添付するものとする。
- イ 事業計画の概要
- ロ 設置する施設又は工作物の工事の着手及
び完成の予定時期
- ハ 事業に要する経費及びその財源
- ニ 大深度地下において事業の施行を必要と
する公益上の理由
- ホ 事業区域を当該事業に用いることが相当
であり、又は大深度地下の適正かつ合理的
な利用に寄与することとなる理由
- 二 法第十四条第二項第三号の事業区域を表示
する図面は、平面図、縦断面図、横断面図そ
の他必要な図面とする。
- 三 前号の平面図は、次に定めるところにより
作成し、符号は、国土地理院発行の縮尺五万
分の一の地形図の図式により、これにないも
のは適宜のものによるものとする。
- イ 縮尺二万五千分の一(二万五千分の一が
ない場合は五万分の一)の一般図によつて
事業区域に係る土地の位置を示すこと。
- ロ 縮尺百分の一から三千分の一程度までの
間で、事業区域に係る土地を表示するに便
利な適宜の縮尺の地形図によつて事業区域
に係る土地を薄黄色で着色し、事業区域
内に井戸その他の物件があるときは、当該
物件が存する土地の部分の薄い赤色で着色
すること。
- 四 第二号の縦断面図及び横断面図には、事業
区域内に物件があるときは、当該物件を图示
するものとする。
- 五 法第十四条第二項第三号の事業計画を表示
する図面は、縮尺五十分の一から三千分の一
程度までの平面図、縦断面図、横断面図その
他必要な図面によつて、施設又は工作物の位
置及び内容が明らかとなるよう作成するもの
とする。
- 六 法第十四条第二項第四号の事業区域が大深
度地下にあることを証する書類は、ボーリン
グ調査、物理探査等による地盤調査の結果を
記載して、当該事業区域が大深度地下にある
ことを明らかにしたものとする。
- 七 法第十四条第二項第八号の事業の用に供す
る者又は第九号若しくは第十号の行政機関の

意見がないときは、その事実を明らかにする
ものとする。

八 法第十四条第二項第十二号の国土交通省令
で定める事項は、基本方針に定められた法第
六条第二項第三号に掲げる事項に係る措置
(法第十四条第二項第七号に掲げる書類に記
載された措置を除く。)を記載した書類とす
る。

(公聴会の手続)

第九条 法第二十条において準用する土地収用法
第二十三条第三項の規定による公聴会の手続に
関して必要な事項については、土地収用法施行
規則(昭和二十六年建設省令第三十三号)第五
条から第十二条までの規定を準用する。この場
合において、同令第五条、第六条第二項第一
号、第七条第一項、第八条第一項、第九条及び
第十一条第二項中「起業者」とあるのは「事業
者」と、同令第六条第一項中「法第二十三条第
二項(法第三百三十八条第一項において準用する
場合を含む。）」とあるのは「大深度地下の公共
的使用に関する特別措置法第二十条において準
用する法第二十三条第二項」と、「起業地の存
する」とあるのは「事業区域が所在する」と、
同令第七条第一項及び第十条第一項中「事業の
認定」とあるのは「使用の認可」と読み替える
ものとする。

(登録簿の調製)

第十条 登録簿は、調査及び図面をもつて組成す
る。

2 前項の調査には、次に掲げる事項を記載する
ものとする。

- 一 使用の認可の年月日
- 二 認可事業者の名称
- 三 事業の種類
- 四 事業により設置する施設又は工作物の耐力
- 五 事業区域
- 六 使用の期間
- 七 調製年月日

3 第一項の図面は、第八条の規定により提出さ
れた法第十四条第二項第三号の事業区域及び事
業計画を表示する図面の写しとする。

4 都道府県知事は、第一項の調査又は図面につ
いて変更があつたときは、速やかに、登録簿に
必要な修正を加えなければならない。

(登録簿の閲覧)

第十一条 都道府県知事は、登録簿を公衆の閲覧
に供するため、登録簿閲覧所(次項において単

に「閲覧所」という。)を設けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規則を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規則を告示しなければならない。

(承認申請書の様式)

第十二条 法第二十八条第三項の規定による承認の申請書の様式は、別記様式第十とする。

(事業の廃止又は変更の届出の様式)

第十三条 法第三十条第一項の規定による事業の廃止又は変更の届出の様式は、別記様式第十一とする。

附 則

この府令は、法の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一四年七月九日国土交通省令第八五号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、土地収用法の一部を改正する法律(平成十三年法律第百三三号)の施行の日(平成十四年七月十日)から施行する。

附 則 (平成一五年四月七日国土交通省令第六〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月七日国土交通省令第二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年一月三〇日国土交通省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年二月二三日国土交通省令第九八号)

(施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和六年三月二九日国土交通省令第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

別記様式第1 (第1条第1項関係)

別記様式第1 (第1条第1項関係) (行)建設省(国土交通省) 表
申請書
住所
氏名
上記の権利、利益等所有の土地の用途に関する事項を記載する旨の申請書に基づいて、関係法令に基づいて土地に出入りすることができることを証明する。
年 月 日
事業者の氏名又は住所

別記様式第2 (第1条第2項関係) (行)建設省(国土交通省) 表
申請書
住所
氏名
上記の権利、利益等所有の土地の用途に関する事項を記載する旨の申請書に基づいて、関係法令に基づいて土地に出入りすることができる。
1 事業の目的
2 出入りの目的
3 出入りとなる土地の用途
4 出入りとなる土地の面積
年 月 日
事業者の氏名
備考
1 「出入りの目的」については、用途、権利関係等によりその内容を簡単に記載すること。
2 「出入りとなる土地の用途」については、用途、権利関係等により土地の用途を簡単に記載すること。ただし、用途、権利関係等により土地の用途が異なる場合は、当該用途に該当する土地の用途を記載すること。また、当該用途に該当する土地の用途が異なる場合は、当該用途に該当する土地の用途を記載すること。

様式第2 (第1条第2項関係)

様式第2 (第1条第2項関係) (行)建設省(国土交通省) 表
申請書
住所
氏名
上記の権利、利益等所有の土地の用途に関する事項を記載する旨の申請書に基づいて、関係法令に基づいて土地に出入りすることができる。
1 事業の目的
2 出入りの目的
3 出入りとなる土地の用途
4 出入りとなる土地の面積
年 月 日
事業者の氏名
備考
1 「出入りの目的」については、用途、権利関係等によりその内容を簡単に記載すること。
2 「出入りとなる土地の用途」については、用途、権利関係等により土地の用途を簡単に記載すること。ただし、用途、権利関係等により土地の用途が異なる場合は、当該用途に該当する土地の用途を記載すること。また、当該用途に該当する土地の用途が異なる場合は、当該用途に該当する土地の用途を記載すること。

様式第5 (第1条第5項関係)

様式第5 (第1条第5項関係) (行) (建設省令第一四三號)

番 号
身 分 証 明 書
姓 名
職名及び氏名
上記の者は、大規模地下の公共的利用に関する事業(建設省令第一四三號(建設省令第1項)において事業する場合は、)の執行に事關する主要役員(建設省令第1項)に就任するに當り、建設省令第一四三號(建設省令第1項)の規定に基づいて下記のものを発給する事があることを証明する。
年 月 日
発 行 委 員 会 長

建設省令第一四三號(建設省令第1項)の規定に基づいて、建設省令第一四三號(建設省令第1項)の執行に事關する主要役員(建設省令第1項)に就任するに當り、建設省令第一四三號(建設省令第1項)の規定に基づいて下記のものを発給する事があることを証明する。

1. 建設省令第一四三號(建設省令第1項)の執行に事關する主要役員(建設省令第1項)に就任するに當り、建設省令第一四三號(建設省令第1項)の規定に基づいて下記のものを発給する事があることを証明する。

2. 建設省令第一四三號(建設省令第1項)の執行に事關する主要役員(建設省令第1項)に就任するに當り、建設省令第一四三號(建設省令第1項)の規定に基づいて下記のものを発給する事があることを証明する。

3. 建設省令第一四三號(建設省令第1項)の執行に事關する主要役員(建設省令第1項)に就任するに當り、建設省令第一四三號(建設省令第1項)の規定に基づいて下記のものを発給する事があることを証明する。

4. 建設省令第一四三號(建設省令第1項)の執行に事關する主要役員(建設省令第1項)に就任するに當り、建設省令第一四三號(建設省令第1項)の規定に基づいて下記のものを発給する事があることを証明する。

5. 建設省令第一四三號(建設省令第1項)の執行に事關する主要役員(建設省令第1項)に就任するに當り、建設省令第一四三號(建設省令第1項)の規定に基づいて下記のものを発給する事があることを証明する。

様式第6 (第2条関係)

様式第6 (第2条関係) (行) (建設省令第一四三號)

表 決 申 請 書
姓 名
種 別 及 氏 名
職 名
大規模地下の公共的利用に関する事業(建設省令第一四三號(建設省令第1項)において事業する場合は、)の執行に事關する主要役員(建設省令第1項)に就任するに當り、建設省令第一四三號(建設省令第1項)の規定に基づいて下記のものを発給する事があることを証明する。
年 月 日
表 決 申 請 書 長

1. 事業の種類
 2. 表決の事項
 3. 表決の議案の内容及びその内容
 4. 表決の結果
- 年 月 日
- 表 決 申 請 書 長

様式第7 (第3条第1項関係)

様式第7 (第3条第1項関係) (行) (建設省令第一四三號)

申 請 書
年 月 日
事業所管大臣 (建設省令第一四三號) 姓 名
職 名
大規模地下の公共的利用に関する事業(建設省令第一四三號(建設省令第1項)において事業する場合は、)の執行に事關する主要役員(建設省令第1項)に就任するに當り、建設省令第一四三號(建設省令第1項)の規定に基づいて下記のものを発給する事があることを証明する。
年 月 日
申 請 書 長

1. 事業の種類
2. 事業の目的
3. 事業の目的の達成
4. 事業の目的の達成の方法及び手段
5. 事業計画の概要

様式第7 (第3条第1項関係)

